

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第22回）議事概要

1 日時

6月24日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

札幌地方裁判所別館4階共用会議室

3 出席者

（委員）今川かおる，内山泰造，梅津和宏，亀田成春，小林暁子，嶋原文雄，玉木健，常見信代，林和宏，松井英美子，吉田克己（五十音順 敬称略）

（ゲストスピーカー）星哲美（札幌市身体障害者福祉協会職員）

（説明者）事務局長寺田鉄朗，民事首席書記官上田俊明，刑事首席書記官半藤政一

（庶務）織田裕彦，阿子島恵，安藤正樹，夕下広士

4 議事トピックス

(1) 第22回委員会においては、まず、ゲストスピーカーである星哲美氏から、実際に車いすを利用している方の視点で札幌高地裁庁舎のバリアフリーに関する状況について報告をいただきました。星氏からの報告は、結論としては特に改修等を必要とするところはないというものでしたが、更に利用しやすくするための改善点についていくつかお話しいただきました。

(2) 次に、半藤刑事首席書記官から、裁判員制度における現在の状況として、本日まで起訴された裁判員裁判対象事件数、これまでに決まった裁判員及び補充裁判員に対する裁判員バッジの交付等の接遇等について報告がありました。

(3) 最後に、上田民事首席書記官から、民事第一審訴訟事件の状況として、簡裁及び地裁の事件数の増加傾向、審理期間の短縮に関する取組みについて報告がなされました。

(4) 次回委員会におけるテーマについては、各委員の意見を受け、「裁判員裁判の実施状況について」の報告と「民事訴訟における分かりやすい手続等の案内について」を協議することとされました。

（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者(ゲストスピーカーを含む。), : 委員長, : 委員, : 庶務 と表示)

(1) 委員の自己紹介について

新たに委員となられた今川委員から自己紹介がありました。

(2) テーマ「利用しやすい裁判所 - バリアフリーについて」

ゲストスピーカーが、庁舎を確認した感想について、パワーポイントを使用して説明した。

札幌高等・地方裁判所合同庁舎(以下「庁舎」という。)には過去に研修講師として来庁したこともあります。バリアを見つける方が困難だという印象の庁舎です。しかし、今回改めて調査をした結果、何点か気の付いたことがありましたので、その話をさせていただきます。

身障者用の駐車場ですが、札幌市福祉のまちづくり条例では幅が350cm以上、奥行きが600cm以上とすることとなっています。庁舎には3台分の身障者用駐車場がありますが、そのうち2台分が上記基準を満たしていません。しかし、あと1台分が基準を満たしているため、さほど問題はないと思います。

スロープ、身障者用エレベーターは全く問題ないと思います。

裁判員候補者待機室も、施設としては問題ありません。ロッカーは最上段、最下段が使用しづらいですが、裁判所職員が臨機応変に対応することですので問題はないと思います。

本館2階の多目的トイレには、オストメイト用のパウチ洗浄器が設置されていました。基準としてはこれで十分なのですが、縦長の鏡、コートを掛けるフック、パウチを乾燥させるドライヤーを使用するためのコンセントが洗浄器の近くにあるとより利用しやすいものになると思います。

評議室は、問題ないと思います。

法廷ですが、基準上は問題ないのですが、当事者出入口、仕切り柵の幅がもう少し広くないと大型の電動車いす(スクーター型等)が入れないのではないかと思います。ただ、その場合は裁判所にある車いすに乗り換えたりすることで対応可能との説明がありましたので、問題はありません。法廷に関して、そのほか問題はありません。

民事訟廷事務室、別館各書記官室にあるローカウンターですが、カウンター下部の足を入れるスペースについて、現在は奥行きが30cmです。使用が不可能ではありませんが、現状では十分に足が入りませんので、50ないし60cmの奥行きがほ

しいところ です。

別館の多目的トイレは問題はないのですが、便座の高さが少々高いと思います。この点は他の施設でも同じ状況なのですが、背の低い人でも足がつくように、あと2, 3cm低いと良いと思いました。

以上です。直してもらうものではありませんが、数点気になった点を述べさせていただきます。

正門のスロープは問題ないでしょうか。

以前に利用したことがあります。問題はあります。

御意見をいただいた2台分の身障者用駐車場ですが、これは並んで2台分を整備しているものです。実際には両方に駐車されていることはほとんどないと思いますが、必要に応じて線をまたいで1台を駐車させるなど柔軟に対応したいと思います。

多目的トイレ内の設備は基準、規格は満たしていますが、御意見を踏まえて検討させていただきます。

ローカウンターについては、すぐに全てを更新することは困難であることを御理解ください。

施設面で不足するところは、人的補助で補っていきます。

(3) テーマ「裁判員制度について」

ア 起訴状況について

裁判員制度施行後、本日までに当庁に起訴された対象事件は2件です。ちなみに、本年1月1日以降、裁判員制度施行前に当庁に起訴された対象事件は合計29件です。

公判時期は、新聞報道によると東京地裁は8月3日に第1号の公判が開かれるようですが、当庁の場合、公判前整理手続に要する期間を考慮に入れると早くても9月ころになると予想されます。

イ 準備状況について

既に委員の皆さまには見ていただいておりますが、施設の整備については全て終了しており、現在、裁判員候補者へ郵送する書面や、選任手続の詳細について最終的な詰め作業を行っているところです。今後も、裁判員候補者や裁判員の皆さまに気持ちよく過ごしていただくことができるよう、引き続き工夫と訓練を続けることが必要だと考えています。

方針として最近決まった点があります。

まず、最高裁に設置された「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の意見に基づいて、候補者として来ていただいた方、裁判員や補充裁判員になってい

ただいた方に対し、アンケートを実施することになりました。このアンケートは、裁判員裁判の実施状況を検証するため、選任手続の運営のあり方、審理や評議の進め方について御意見を伺う内容です。具体的な様式は現在検討中ですが、A3版用紙1枚を二つ折りにしたようなシンプルなものとする予定です。

次に、裁判員や補充裁判員になっていただいた方、それらに選ばれなかった候補者の皆さまに謝意を伝えるため、感謝レター、又は感謝カードをお渡しする予定です。

また、既に新聞等で報道されていますように、裁判員や補充裁判員になっていただいた方に、感謝として裁判員バッジをお渡しします。このバッジの裏面にはシリアルナンバーが付されています。更に、シャープペンシル、赤色ボールペン、黄色の蛍光ペン、消しゴム及びメモ用紙を準備しており、裁判員としての職務終了後に持ち帰られても良いとの運用を考えています。

最後に、裁判員になっていただいた方の記者会見を実施する方向で、今後、司法記者クラブと詳細を詰めていくことを予定しています。裁判所としても裁判員を経験された方に感想を述べていただくことは、例え厳しい意見であっても参考となりますし、感想、意見が報道されることによって、裁判員制度の周知に貢献することになると考えています。

バッジの交付は非常に違和感を感じます。守秘義務を課しておきながら、なぜ人に見せるようなバッジなのでしょうか。

守秘義務を守る人はバッジなど付けないと思います。かえって問題のある、守秘義務を守らないような人がバッジを付けて目立つような状況になって良いのか疑問です。

ウ 裁判員等選任手続における被害者特定事項に関する情報提供について

マスコミにも取り上げられているように、性犯罪事件等における裁判員選任手続においては、裁判員法第17条及び第18条にある不選任事由該当性の判断の必要性と被害者のプライバシー保護の必要性という双方の観点から被害者特定事項の提供方法等について慎重に検討する必要があります。

事件を担当する個々の裁判体の判断ということにはなりますが、選任手続におけるオリエンテーションにおいて事件概要を説明する際に、必要最小限の情報提供にとどめ、個別質問においても候補者の方から思い当たる名前や住所等の被害者特定事項を言ってもらい、被害者と一定の関係があるかを確認することが考えられます。

また、候補者名簿は選任手続期日の2日前までに検察官、弁護人に送付される

こととなっていますので、新聞報道等にもありましたように、検察官や弁護人が、事件記録等の資料の内容から候補者名簿の氏名を照合したり、場合によっては被害者に聞くなどして、不選任請求権を的確に行使することも考えられています。

被害者は裁判官と向き合うのもつらいと思いますが、裁判員裁判では9人と向かい合わなくてはならなくなります。このようなことに配慮できる手段はないのでしょうか。

傍聴人等から見えないようにする遮へい措置や、ビデオリンクを用いて法廷とは別の個室から証言してもらう方法もあります。性犯罪の裁判については、各団体や一般の声を取り入れて、慎重な対処が求められており、二次被害がないように努めたいと考えています。

(4) テーマ「民事裁判の概況」

ア 事件数の推移について

簡易裁判所の民事第一審訴訟事件は、平成16年の事物管轄の変更、過払金返還訴訟の増加等により、全体として増加傾向にあります。

地方裁判所の民事第一審訴訟事件も、不当利得金返還訴訟の増加の影響から平成18年以降増加傾向にあります。

今後も、法曹人口の増加や国民の権利意識の高まり、社会経済活動の高度化・専門化、事後救済型社会への転換等により、民事裁判は質的にも量的にも拡大していく可能性があります。

今年における不当利得金返還訴訟の状況はどのようなものですか。

今年もこれまでと同様の状況です。

イ 民事裁判の迅速化

平成15年の迅速化に関する法律により、第一審の訴訟手続は2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることが目標とされています。

民事第一審訴訟全体の全国平均では、平成9年の10.0月から平成18年の7.8月に短縮されているところ、札幌地裁では横ばいであるものの平成18年に7.4月となっています。被告側も出頭して争う対席事件では、平成18年の全国平均が12.6月、札幌地裁は11.1月です。

医療、建築、労働及び知的財産権関係訴訟等に関しては、専門性が高いため、証人を調べる割合が高く、かつ、調べる証人の数も多いことや、鑑定実施率も高いために、その他の事件より審理期間が2ないし3倍を要している状況です。これらの専門的な訴訟の迅速化を図るために、専門的知識や経験を有している専門委員に訴訟手続に関与してもらったり、訴訟途中で調停手続に移して専門家調停

委員の活用をしたり、鑑定人候補者推薦委員会を作り速やかに鑑定人を選任することができるようにしています。また、札幌地裁では医療集中部、建築集中部を作り、訴訟の迅速化を目指しています。

労働関係に関する紛争を解決する手段としては、労働審判手続が創設されました。この手続では、原則として3回以内の期日で審理を終えることになっており、札幌地裁でも大半が3回以内に審理を終えています。

労働審判から通常訴訟に移行する割合はどのくらいですか。

全体のごく一部です（平成20年では終局61件のうち、審判で終局したのが6件、異議により通常訴訟に移行したものは4件にとどまっています。）

(5) 次回のテーマについて

今回は裁判員裁判の1件目の公判が終了した後、その結果報告をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それで結構です。

民事訴訟についてもテーマとして取り上げたいのですが、委員の皆さまから何かテーマとしての希望はありますでしょうか。

本人訴訟を想定して、分かりやすい手続等の案内・教示の方法を取り上げたらどうかと思います。

以上の委員の意見を踏まえ、次回の協議テーマは、「裁判員裁判の実施状況について」の報告と「民事訴訟における分かりやすい手続等の案内について」を協議することとされました。

6 次回の予定について

平成21年10月22日（木）午後3時から開催